

平成21年度経営計画の評価

平成22年7月30日

鹿児島県信用保証協会

— 目 次 —

はじめに	1
I 経営方針	
1 業務環境	2
2 業務運営方針	3
II 平成 21 年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価	
1 保証部門	
(1) 保証審査体制の充実	4
(2) 保証業務に係る企画機能の充実・強化と保証利用の推進	5
(3) セーフティネット保証の推進	5
(4) 流動資産担保保証制度の推進	6
(5) 特定社債保証の推進	6
(6) 当座貸越根保証, 事業者カードローン根保証の推進	7
(7) ベンチャー関連保証, 創業関連保証の推進	7
(8) 予約保証の推進	8
(9) その他の国・地方公共団体関係政策保証の推進	8
(10) 保証審査に関する目利き能力の向上	9
(11) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組	10
(12) 信用リスク管理態勢の充実・強化	11
2 期中管理部門	
(1) 経営支援・再生支援体制の強化	12
(2) 経営支援・再生支援及び創業・再挑戦支援の推進	13
(3) 大口保証企業等の決算書每期徴求による事故防止	14

(4) 金融機関との連携強化による期中管理(早期実態把握)の強化	14
(5) 返済緩和の条件変更等の審査の充実	15
3 回収部門	
(1) 早期回収の着手(求償権回収の促進)	16
(2) 定期回収の促進(求償権回収の促進)	16
(3) 不定期回収の促進(求償権回収の促進)	17
(4) 担保物件の処分促進	17
(5) 求償権の適正管理	18
(6) 保証協会債権回収㈱の有効活用	18
(7) 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進	19
(8) 計画的な管理事務停止と求償権整理の実施	19
4 その他間接部門	
(1) 企画立案や総合調整機能等の充実	20
(2) リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施	20
(3) 信用保証制度の多様化・高度化に対応した組織体制の確立及び職員の資質向上	21
(4) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用	21
(5) 個人情報の適正な管理	22
(6) コンプライアンス態勢の充実・強化	22
(7) コンプライアンス・プログラムの策定・推進	23
(8) コンプライアンス研修・啓蒙活動の実施	23
(9) 反社会的勢力への対応強化	24
(10) 的確かつ効率的な内部監査の実施	24

5 事業計画	25
6 収支計画(1)全体	26
7 収支計画(2)特別会計	27
8 財務計画	28
9 経営諸比率	29
Ⅲ 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言	30
(参考資料)	
外部評価委員会運営規程(別紙1)	32
中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領(別紙2)	33
計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準(別紙3)	34

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成21年4月に策定した第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）の基本方針のもとに、平成21年4月、「平成21年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」（「別紙1」参照）の意見・助言を受け、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期に中間的な評価を行うとともに、平成22年6月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」（「別紙2」参照）において協議・検討を重ね、「平成21年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成21年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成21年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成21年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成22年7月30日
鹿児島県信用保証協会
会長 仮屋 基美

I 経営方針

平成21年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、世界同時不況の影響を受けるなど、依然厳しい状況が続いており、引き続き国の景気対策として実施された緊急保証など政策保証の推進に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

1 業務環境

1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、主要ホテル・旅館の宿泊客数は堅調に推移しているものの、乗用車販売、百貨店・スーパーの販売額は減少しており、個人消費は、全体として弱めの動きとなっている。

建設関連では、新設住宅着工は持ち直しつつあるが、公共工事の低迷が続いていることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、焼酎製造を除く食料品工業や電子部品関連が低調に推移しており、設備投資についても減少傾向にあるなど、全体としては弱めの動きとなっている。

また、労働需給は、新規求人数が減少し、緩和していることから、雇用情勢は悪化している。

このように、県内経済は、全体としては、弱まってきている状態にある。

今後の経済動向については、今後予定される鹿児島・台北線の定期航路開設による観光産業等への効果が期待されるものの、個人消費の大幅な増加や建設関連の回復を見込まず、生産活動も弱含みで推移するものと見込まれることから、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内の経済は、全体としては弱まってきているとされているが、県内中小企業の景況については、業種間にばらつきがあるほか、勢いの感じられない個人消費、公共工事の減少、雇用環境の悪化等により、先行きが懸念されるなど、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面からみると、資金繰り悪化等に伴う資金需要が旺盛であるものの、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資が減少傾向にあるなど、資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、個人消費の低迷、公共工事の減少、雇用環境の悪化、設備投資の減少等により、大幅な改善は期待できず、今後も、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあつて、平成21年度の業務運営は、平成20年末に創設された緊急保証の影響により、保証承諾は、年度前半については、前年を上回るものの、全体としては、平成20年度を下回るものと見込まれ、また、代位弁済については、企業倒産件数の増加や緊急保証制度の推進等による代位弁済率の悪化が見込まれるほか、回収についても、有担保保証の減少や第三者保証人の非徴求の影響による回収率の低下が見込まれるなど、厳しい状況になるものと見込まれる。

平成21年度は、第2次中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境に対応して、平成20年度に引き続き、リスク考慮型保証料率体系の円滑な実施、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、金融機関との責任共有制度の適正な運用、期中管理の徹底による代位弁済の抑制、求償権の回収促進等に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報等の適正な管理等に努める。

加えて、保証業務に係る審査及び企画機能の充実・強化のための体制を整備する。

II 平成21年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、部門別に抽出した重点課題に係る課題解消のための方策実施の状況について、次のとおり自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3に記載のとおり、A・B・C・D・Eの5段階とし、A～高い、B～やや高い、C～普通、D～やや低い、E～低いとした。

(以下、5～7について、同じ)

1 保証部門

評価項目	(1) 保証審査体制の充実	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>金融機関別審査担当方式から地区別審査担当方式（4グループ制）への変更、審査担当職員の増員と適正配置等により、保証審査体制の充実を図る。</p> <p>また、流動資産担保融資保証や特定社債保証、ベンチャー関連保証など高度な知識やノウハウを必要とする保証制度については、あらかじめ指定した職員が審査担当し、事務の適正化を図る。</p>	<p>平成21年度の組織改正により、従来の金融機関別審査担当方式から地区別審査担当方式（4グループ制）に変更した。</p> <p>また、審査担当者を2名増員し、1グループ4名体制とし、保証審査体制の充実を図った。</p> <p>流動資産担保融資保証や特定社債保証などの専門的な知識や特別な事務処理を必要とする保証については、各グループ2名の職員を審査担当者として指定し対応した。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>地区別審査担当方式（4グループ制）の導入により、中小企業者の保証審査を同一グループが継続して担当することとなり、事業内容等の把握が迅速かつ的確に出来るようになった。また、グループ内の職員で代替作業が可能となり、事務の効率化が図られた。</p> <p>流動資産担保融資保証や特定社債保証等については、職員を指定した対応を行ったことから、グループ内での役割分担が明確となり、審査処理の適正化及び効率化を図ることが出来た。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(2) 保証業務に係る企画機能の充実・強化と保証利用の推進	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
保証部に保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、2名次長体制とし、総括次長が保証業務に係る企画立案事務に注力できる体制とする。 保証業務改革推進プロジェクトチームを中心として、保証承諾促進対策、保証制度の新商品の開発、企業訪問実施方法等に関する企画立案、保証業務に係る規程等の制定・改廃等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施し、保証利用の促進を図る。	平成21年4月1日、保証業務に係る企画立案機能の強化と保証事務の効率化・迅速化を図るため、2名次長制とした。 プロジェクトチーム（保証部次長以下7名）は、月1回の定例会議のほか随時会議により、協議・検討を行った。	B
評価項目の自己評価		
平成21年4月1日、組織体制の見直しにより2名次長制を取り入れたことにより、保証業務に係る企画立案機能の強化と保証事務の効率化・迅速化が図られた。 プロジェクトチームにおいては、保証部長からの指示事項について、概ね、年度中に実施し、成果を収めることが出来た。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(3) セーフティネット保証の推進	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
当該保証の認定要件や取扱期間等について、金融機関、商工団体等に対して各種説明会や訪問等により、周知に努め、その趣旨を踏まえ、迅速で的確かつ積極的な保証対応に努める。 また、一定期間ごとに見直される指定業種等については、ホームページや保証月報等を活用するなど、金融機関や中小企業者に対し情報を提供する。	1 保証月報による広報（4回） 2 金融機関・商工団体の訪問（5月） 3 金融機関本部の訪問（毎月） 4 商工会議所・商工会研修（6回） 5 地方公共団体研修（1回） 6 ホームページによる広報（4回） 7 Eメールによる広報（2回） 8 南日本新聞による広報（2回） 9 金融制度説明会・相談会（2回）	B
評価項目の自己評価		
セーフティネット保証の保証承諾については、件数 3,958件 金額 49,278百万円（前年度比金額 78.6%）となったが、協会制度の中心となる制度であり、保証承諾の52.8%を占めた。 広報については、機会を捉え積極的に対応し、指定業種の拡大等についても、ホームページや保証月報による情報提供に努めた。 次年度まで緊急保証制度の取扱期間が延長されることとなり、同保証の需要は大きいものと見込まれるため、引続き積極的に対応して行きたい。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(4) 流動資産担保融資保証の推進	総合判定
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
当該保証制度の保証要件や利便性について、中小企業者や金融機関へPRするとともに、売掛債権及び棚卸資産の多い企業のリストアップ等を行い、企業訪問等により、利用促進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 保証月報による広報（2回） 2 金融機関の訪問（5月） 3 金融機関本部の訪問（毎月） 4 ダイレクトメールによる広報（1回） 	C
評価項目の自己評価		
<p>年度当初より、金融機関を訪問し、制度説明及び保証推進を行ってきたものの、対抗要件取得のための第三債務者への通知等に対する風評への懸念や事務の煩雑さ等があり、保証申込は伸び悩んだ。</p> <p>平成21年度の実績は、件数 22件 金額706百万円（前年度比金額 85.2%）となった。</p> <p>今後も引き続き、資金ニーズに合わせた企業開拓を図るため、金融機関訪問や研修等を行い、利用促進に努める。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(5) 特定社債保証の推進	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
中小企業者や金融機関等に対して、適債要件の周知徹底に努め、金融機関と連携して、既発社債の償還期限が到来する企業や適債要件に合致する企業をリストアップし、企業訪問等により、利用促進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 保証月報による広報（1回） 2 金融機関の訪問（5月） 3 金融機関本部の訪問（毎月） 4 償還期限到来企業のリストアップ 5 ダイレクトメールによる広報（1回） 	B
評価項目の自己評価		
<p>今年度より特定社債の申込資格要件が一部緩和されたため、保証月報及び金融機関訪問等にて周知に努めた。</p> <p>また、既発社債の償還期限が到来する企業について、リストアップを行い、継続の意向について確認を行った。</p> <p>さらに、適債要件を備える企業をリストアップしたが、該当企業は少なく、企業訪問も1社にとどまった。</p> <p>しかしながら、都市銀行が積極的な取組姿勢を示したため情報交換に努め、保証推進を図った結果、平成21年度の実績は、件数5件 金額360百万円（前年度比金額 150.0%）となった。</p> <p>ただ、他県の実績を踏まえると、保証残高構成比は低位にあり、更なる保証推進を図る必要がある。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(6) 当座貸越根保証, 事業者カードローン根保証の推進	総合判定
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
当該制度の資格要件や利便性について、中小企業者や金融機関へPRし、保証要件に合致する企業をリストアップし、企業訪問等により、新規利用の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関・商工団体訪問 (5月) ・金融機関研修 (6月, 8月) ・商工会議所・商工会研修 (6月, 8月, 9月, 10月, 12月) ・中小企業者へ制度案内の文書送付 	C
評価項目の自己評価		
<p>当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証の資格要件や利便性については、金融機関訪問及び研修等において説明し推進に努めたが、景気対応緊急保証制度の利用が多く、当座貸越根保証については、保証承諾が件数248件、金額5,206百万円（前年度比金額 77.4%）となった。</p> <p>また、事業者カードローン根保証については、保証承諾 件数347件、金額1,485百万円（前年度比金額 71.0%）となった。</p> <p>資格要件や利便性を考慮した制度改正の検討をしながら、今後も引き続き周知を図るため、金融機関等の訪問研修等を行い、利用促進に努める。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(7) ベンチャー関連保証, 創業関連保証の推進	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>実地調査や経営者との面談を通して、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断するとともに、事業計画に対する助言を行う等、きめ細やかに対応する。</p> <p>また、(財)かごしま産業支援センターとの情報交換や本協会と当該センターとのタイアップした支援などにより、ベンチャー関連保証や創業関連保証の利用促進を図る。</p>	<p>新規開業を中心に、本協会の利用が初めての中小企業者172名と面談を行い、事業内容の確認、経営計画等のヒアリング、併せて助言も行った。</p> <p>また、鹿児島商工会議所主催の鹿児島創業塾に出席し、創業予定者を対象にした保証制度の説明を行った。</p> <p>(財)かごしま産業支援センター主催の「中小企業支援機関連携推進会議・鹿児島県中小企業経営革新支援協議会」に出席し情報交換を行った。</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>ベンチャー関連の保証承諾は、件数23件 金額162百万円（前年度比金額 46.6%）となり減少したが、創業関連の保証承諾は、件数172件 金額760百万円（前年度比金額 135.5%）となった。</p> <p>平成21年度における県の経営革新に係る承認件数は 52件（前年度比 115.6%）であった。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(8) 予約保証の推進	総合判定
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
金融機関や中小企業者に対し、保証要件や利便性等についてPRし、利用促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関訪問（5月） ・金融機関研修（6月・8月） ・金融機関本部を訪問（毎月） 	C
評価項目の自己評価		
<p>金融機関訪問、金融機関との研修において保証推進を図ってきたが、前年同様、景気対応緊急保証制度の利用が多く、予約保証の申込はなかった。</p> <p>なお、前年度承諾した予約保証1件、200万円については、本年度融資実行された。保証要件の緩和等、利便性を考慮した制度改正の検討をしながら、今後も引き続き周知を図るため、金融機関の訪問や研修等を行い、利用促進に努める。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(9) その他の国・地方公共団体関係政策保証の推進	総合判定
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
一括支払契約保証、農工商等連携事業関連保証、経営承継関連保証、新株予約権引き受けを伴う保証などの国の政策保証や、かごしま共生・協働サポート融資保証などの地方公共団体の政策保証については、制度内容の周知徹底、円滑な利用促進等に適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関訪問（5月） ・金融機関研修（6月・8月） ・商工会議所・商工会研修（6月、8月、9月、10月、12月） ・金融機関本部を訪問（毎月） ・（財）かごしま産業支援センター主催の農工商等連携制度の説明会に出席し、情報交換を行った。 	C
評価項目の自己評価		
<p>かごしま共生・協働サポート融資保証については、3件 7百万円（前年度比金額 175.0%）の実績となった。</p> <p>一括支払契約保証、農工商等連携事業関連保証、経営承継関連保証、新株予約権引き受けを伴う保証については、金融機関訪問、研修等にて推進を図るべくPRを行ったが、実績に結びつかなかった。今後、平成22年度経営計画に基づき、更なる保証推進に努めることとする。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(10) 保証審査に関する目利き能力の向上	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>連合会主催の信用調査検定プログラムなどの活用による各種資格の取得促進を図るとともに、連合会研修への参加やOJTを通じて、中小企業者の財務状況、成長性、技術力等を的確に評価できる職員を養成する。</p>	<p>今年度は、7名の職員が本協会の推薦する通信講座を受講した。 また、OJTを通じて日常業務の中で目利き能力の向上に努めた。</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>今年度は、研修基本計画に基づき、延べ12名が研修に参加し、目利き能力の向上を図った。</p> <p>連合会主催の信用保証検定プログラムの資格取得については、4名が合格した。</p> <p>次年度においても、研修基本計画や信用保証検定プログラムの資格取得に積極的に参加し、目利き能力の向上に取り組む。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(11) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 本協会ホームページなどにより、中小企業者に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時・的確に提供するとともに、中小企業者等からの相談や意見、要望等に迅速な対応を行うなど利便性の向上を図る。	ア ホームページや機関誌等により、保証要件、各種保証制度の内容、特別相談窓口の設置などの情報提供を行うとともにホームページアドレスを機関誌やリーフレットに掲載し、ホームページの利用促進を図った。 平成22年3月末までのホームページアクセス及びホームページによる中小企業者からの相談件数は、次のとおり。 【ホームページアクセス】 15,971件 1日平均 47.7件 (21年3月末 15,884件 1日平均 47.4件) 【ホームページ相談】 11件 (平成21年3月末 件数 35件)	ア B
イ 中小企業者を対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容、申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や中小企業団体・県・市町村機関の窓口等を通じ、配付する。	イ 平成21年度版「信用保証制度のご案内」を作成し、金融機関及び関係機関等へ配布した。 また、各種会議においては、新制度・推進制度の案内を盛り込んだ資料を作成し、説明を行った。	イ B
ウ 保証制度を十分に利用していない中小企業者や流動資産担保融資保証の対象企業に対して、Eメールの活用や郵便等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。	ウ 保証未利用の中小企業者 1,997社に対してダイレクトメールを発送した。 また、次のとおりEメールによる情報発信を行った。 ・4月～「緊急保証制度、制度資金改正のお知らせ」 ・7月～「セーフティネット保証について」 ・10月～「当座貸越根保証、事業者カードローン根保証、予約保証について」 ・1月～「条件変更対応保証制度、返済緩和の条件変更について」	ウ B
エ 中小企業者からの要望や苦情等については、データベース化して情報を共有化し、中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。	エ 平成21年度登録件数 3件 (平成20年度登録件数 11件)	エ B
オ 審査体制を金融機関別審査担当方式から地区別審査担当方式(4グループ制)に改め、信用保証審査マニュアルの周知徹底により、保証審査の統一化・平準化を図るとともに、保証審査時等に中小企業者から徴求する書類の簡素化に努め、保証審査の迅速化及び効率化を図る。	オ 平成21年4月1日、組織体制の見直しにより地区別審査担当方式に改め、審査処理の平準化、統一化を図った。 また、部内研修及び部内定例会議において審査マニュアルの周知、事例研修を行うことにより保証審査の統一化を図った。 徴求書類の簡素化については、事務改善検討委員会を発足し、検討した。	オ B
評価項目の自己評価		
<p>ア ホームページの3月末のアクセス件数については、対前年同期比 100.5%であった。ホームページの相談件数については前年度比 31.4%と減少した。 次年度以降においては、趣向を凝らしたホームページの掲載を図っていく。</p> <p>イ 「信用保証制度のご案内」の配布及び会議等による制度案内を掲載した資料による広報は図れたと思える。 次年度以降においても、引続き継続していく。</p> <p>ウ 保証未利用の企業に対してダイレクトメールを発送、またEメール登録企業に対して保証制度の案内を発信することにより、保証推進を図ることが出来た。</p> <p>エ 中小企業者からの苦情相談については、苦情・相談に係る体制の整備は図られたものの、前年度比18.2%と少なかった。</p> <p>オ 地区別審査担当方式により、統一的で平準化した審査判断の徹底がなされ、保証審査の迅速化及び効率化が図られた。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(12) 信用リスクの管理態勢の充実・強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 保証部の部内研修会や定例部内会議を活用し、保証審査における基本的な考え方や信用保証審査マニュアルの周知徹底を図り、統一的で平準化した審査判断の徹底に努める。	ア 部内研修（年6回）や定例部内会議（毎週月曜日開催）を通じ、保証審査における基本的な考え方やマニュアルの周知を図った。	B
イ 貸付後、短期間で代位弁済となった事故案件については、「早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領」に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、今後の審査事務にフィードバックする。	イ 「早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領」により、45件について検証分析を行い、特に問題がある6件については対応策を検討し、部内研修等を通じ職員に周知した。	A
評価項目の自己評価		
<p>今年度においては、部内研修会及び定例部内会議を活用し、保証審査における統一的かつ平準化した審査判断の徹底を図ることが出来た。</p> <p>早期代位弁済事故案件については、実施要領に基づき事故に至った原因等を検証分析し、必要に応じ検証結果を審査担当者へフィードバックし、保証審査にいかせるとともに、審査マニュアルに反映させた。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

2 期中管理部門

評価項目	(1) 経営支援・再生支援体制の強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
保証部所属の中小企業診断士の活用、保証部の事故報告、条件変更事務等との連携を強化し、効果的かつ迅速な経営支援、再生支援等を推進するため、経営再生支援室を総務部から保証部に移管する。	(7) 平成21年4月より経営再生支援室を保証部に移管した。 (4) 平成21年4月より保証部所属の中小企業診断士を経営再生支援室の兼務者とした。	A
評価項目の自己評価		
平成21年4月の組織変更により、経営再生支援室を総務部から保証部へ移管した。同時に保証部所属の中小企業診断士2名を経営再生支援室の兼務者とし、支援体制の強化を図った。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(2) 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 経営支援及び再生支援については、事故が予見される企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期の実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による経営改善計画や再生計画の作成支援のほか、中小企業サポートシステム(CSS)、中小企業経営診断システム(MSS)等の有効活用により、これら企業を積極的に支援する。	ア (7) 事故報告のあった企業については、早期実態把握に努め、条件変更等を実施した。条件変更については、97件(前期比136.6%)金額917百万円(前期比125.1%)と前年度を上回る実績となった。 (イ) 求償権先への再生支援については、管理部において毎月、前月に代位弁済した新規案件のうち営業中の先を抽出し、支援候補先の選定を行った。さらに、平成21年9月、管理部にて候補先の選定基順、作業手順の説明を回収担当者に実施した。 (ウ) CSSは、2企業の再生計画の検証に活用した。	ア B
イ 再生支援については、審議役や中小企業診断士の資格を有する審査担当者と経営再生支援室との緊密な連携のもとに、対象企業の訪問や面談等による助言・指導等の支援のほか、県中小企業再生支援協議会との緊密な連携や再生支援審査会による審議を通じて、積極的な支援を行う。	イ (7) 訪問企業15企業(前期25企業、前期比60.0%) 訪問回数16回(前期40回、前期比40.0%) 【相談内容】 新規借入相談1企業 経営相談15企業 (イ) 県再生支援協議会との連携 新規保証については、9件(前期比52.9%)166百万円(前期比36.3%)の実績であった。 条件変更については、93件(前期比290.6%)2,833百万円(前期比378.2%)の実績となった。	イ C
ウ 創業・再挑戦に取り組む企業の支援については、関連情報の収集・分析等に努め、適切に対応する。	ウ 地域力連携拠点商工会議所からの情報収集及び県下商工会議所経営指導員研修会における啓蒙活動を行ったが、実績に繋がらなかった。	ウ C
エ 経営・再生支援等に当たっては、金融機関や商工団体等と緊密な連携を図りながら、効果的な対策を講じる。	エ 平成21年7月と平成22年3月に(財)かごしま産業支援センター主催の地域力連携拠点会議と鹿児島県中小企業経営革新支援協議会に出席した。 平成21年8月には、県下商工会議所経営指導員研修会において再生支援業務の概要と事例に関する研修を実施した。 金融機関との連携においては、新規保証及び借り換えを12件(対前年度比109.1%)264百万円(対前年度比130.6%)実施した。	エ B
評価項目の自己評価		
<p>事故報告先等に対する条件変更については、件数、金額ともに前年度実績を大きく上回った。 再生支援部門における求償権消滅保証については、管理部と連携し、対象企業の候補先159企業の現況確認を行ったが、廃業、破産、売上減少等により、該当する企業がなく実績に繋がらなかった。 再生支援部門における再生支援協議会との連携については、新規保証は低調であったが、条件変更は前年度実績を大きく上回った。 創業・再挑戦支援部門については、地域力連携拠点の商工会議所より情報収集を行い推進を図ったが実績はなかった。 金融機関や商工団体との連携による支援活動については、緊急保証による借り換え等による支援を行い、前年度を上回る実績となった。</p>		

(注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(3) 大口保証企業等の決算書毎期徴求による事故防止	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
大口保証企業、特定社債保証企業、ベンチャー・創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については、大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を毎期徴求することにより、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ、適切な措置を講じる。	大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づいて、一定の基準に該当する中小企業者の決算書を徴求した。 徴求企業数 229企業 (前年度 155企業) また、決算内容については、CRD入力のおうえ、業況を確認し、経営再生支援室と連携を取りながら、企業を訪問する等、経営支援を行った。 訪問企業数 15企業 (前年度 25企業) 訪問回数 16企業 (前年度 40企業)	B
評価項目の自己評価		
大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、一定の基準に該当する中小企業者の決算書の徴求に努めた。 また、経営再生支援室と連携しながら、企業を訪問するなど、適切な措置を講じた。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(4) 金融機関との連携強化による期中管理（早期実態把握）の強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 正常化見込企業に対しては、条件変更や長期保証への借換えにより、月々の返済額の軽減を図る。	ア 早期延滞管理リストに基づき、3回以上の延滞先の管理を行い、条件変更や長期保証への借換えによる延滞解消に努めた。 【条件変更】 件数 1,786件 (前年度比 186.0%) 金額 22,798百万円 (前年度比 212.5%)	ア B
イ 代位弁済が見込まれる企業に対しては、企業との面談等を行い、早期に代位弁済手続きに着手するとともに、債権保全等適切な措置を講じる。	イ 代位弁済予定案件については、回収担当者が、早期に債務者等と折衝し実態把握を行い、代位弁済手続きの迅速化とスムーズな回収業務への移行に努めた。また、金融機関との連絡を密に行い、担保の移転や住民票徴求等の必要な債権保全措置を速やかに講じた。 平成21年度末 (前年度末) 代位弁済被請求 559件 (638件) 代位弁済 567件 (628件) 代位弁済被請求残 28件 (36件)	イ B
ウ 代位弁済請求書受付から代位弁済履行までの金融機関等との交渉内容等について、経過記録簿により、請求案件の経過等を把握し、求償権の適正な管理と着実な回収促進を図る。	ウ 代位弁済手続きにおいて、金融機関との交渉内容や問題点などを経過記録簿に記録し進捗管理を行うとともに、代位弁済後は、回収担当者へ遅滞なく引き継ぎ、求償権回収の早期着手に努めた。	ウ A
評価項目の自己評価		
早期延滞管理リストに基づき延滞管理を行い、期中管理の強化に努めた。 21年度の代位弁済実績は、緊急保証制度の対象業種拡大や中小企業金融円滑化法による返済緩和の条件変更の影響もあり、前年度比△61件の567件となった。また、手続きの迅速化により、年度末の代位弁済被請求残は前年度比△8件の28件となった。 代位弁済係と回収担当者が情報の共有化を図ることにより、適切かつ迅速な代位弁済手続きに努めた。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(5) 返済緩和の条件変更等の審査の充実	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
返済緩和の条件変更等の審査は、期中管理要領に基づき、保証審査における定量及び定性評価と同様の審査を踏まえ、経営改善計画や長期収支計画の実現性・妥当性を検証するなど企業の実態に応じた対応を行う。	<p>期中管理要領に基づき定量・定性評価を行い、事業計画や収支計画の妥当性を検証したうえで処理している。</p> <p>【条件変更】 件数 1,786件（前年度比 186.0%） 金額 22,798百万円（前年度比 212.5%）</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>条件変更については、期中管理要領（平成20年10月1日改正）に基づき、中小企業者の現状を把握するとともに、将来の事業計画・収支見込みを確認し、適切に対応した。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

3 回収部門

評価項目	(1) 早期回収の着手 (求償権回収の促進)	総合判定										
		B										
課題解消のための方策												
方策の項目	実施状況	達成度										
新規求償権の現況把握に努め、早期に返済交渉や状況に応じた法的手続き(本訴、支払督促、仮差押、競売等)を実施することにより、早期回収の促進に努める。	<p>代位弁済予定案件については、回収担当者が代位弁済前に債務者等と折衝を行い現況把握に努めた。</p> <p>また、代位弁済後も早期に面談し、一括または分割返済の交渉を行い、返済について誠意のない債務者等に対しては、法的手続きによる請求を行った。</p> <p>・21年度代位弁済先567件に対する法的手続状況</p> <table border="1"> <tr> <td>本訴</td> <td>27企業(37件)</td> </tr> <tr> <td>支払督促</td> <td>14企業(19件)</td> </tr> <tr> <td>不動産競売</td> <td>20企業(43件)</td> </tr> <tr> <td>不動産仮差</td> <td>1企業(1件)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62企業(100件)</td> </tr> </table>	本訴	27企業(37件)	支払督促	14企業(19件)	不動産競売	20企業(43件)	不動産仮差	1企業(1件)	計	62企業(100件)	B
本訴	27企業(37件)											
支払督促	14企業(19件)											
不動産競売	20企業(43件)											
不動産仮差	1企業(1件)											
計	62企業(100件)											
評価項目の自己評価												
<p>新規求償権については、債務者等が代位弁済前に破産及び民事再生等の法的整理の申し立てをするケースも増加しており、回収困難な案件も増えているが、代位弁済前から債務者等の現状把握に努めるとともに、代位弁済後は速やかに返済交渉を行い早期回収の着手に努めた。また、返済について誠意のない債務者等については、効果的な法的手続きを実行することにより督促の強化を行った。</p>												

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(2) 定期回収の促進 (求償権回収の促進)	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 一括返済が困難な企業については、定期回収を積極的に推進するとともに、回収が長期にわたり滞っている企業については、文書督促や訪問督促を継続的に実施し、現状把握に努め、定期回収の増加に努める。	<p>ア 5月から10月にかけて、県内22地区で現地訪問を実施し、256件の債務者等に対し督促を実施した。</p> <p>5月、8月、11月、1月は鹿児島市内を重点的に185件の現地訪問を実施した。</p> <p>また、7月、8月、11月、12月に夜間訪問督促を実施した。</p> <p>21年度(総訪問件数 502件)</p> <p>20年度(総訪問件数 490件)</p>	ア A
イ 既存の定期回収企業については、求償権残高に対して返済額が僅少な企業や、債務者・特定の保証人のみが返済している企業に対して積極的に返済交渉を行うなど回収の増額を図る。	<p>イ 分割返済を約束している定期回収先については、609件の登録管理を別途行い、遅延先については、督促文書の発送や電話による督促を行った。</p> <p>また、上記記載の現地督促や夜間督促の中においても返済交渉を行った。</p>	イ B
ウ 定期入金者の利便性を確保するため、コンビニエンスストアを活用した、コンビニエンス求償権収納システムの早期導入に努める。	<p>ウ 債務者等の返済金振込の便宜を図るため、平成21年12月から、料金収納代行業者を選定し、コンビニエンスストアを活用した振込を開始した。</p>	ウ A
評価項目の自己評価		
<p>平成21年度の求償権回収は1,366百万円となり、前年度比123.2%、計画比でも130.1%となった。</p> <p>定期回収先からの回収は、求償権の登録管理を別に行った効果もあり、284百万円と前年度比111.1%となった。</p> <p>月平均定期回収額については、20年度21百万円に対し、21年度は24百万円と増加している。これは、定期口から一括回収に繋がったケースがあったことなどが要因となっている。</p> <p>債務者等の高齢化、破産及び民事再生等の法的整理を行う案件や第三者連帯保証人がいない案件の増加などにより、定期回収先数の確保と返済額の増額には、さらに厳しい回収環境となってきている。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(3) 不定期回収の促進 (求償権回収の促進)	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 入金管理を徹底し、入金がなかった企業については、追跡調査を行い善後策を講じる。	ア スポット回収予定先は、毎月回収予定表を作成し、入金管理の徹底と追跡を実施した。 21年度 登録先178件1,391百万円、回収実績158件1,141百万円 20年度 登録先103件873百万円、回収実績98件834百万円	ア A
イ 残高が少額となっている求償権先や損害金のみとなっている企業については、一括返済交渉を積極的に行う。	イ 県内22地区での現地訪問督促、鹿児島市内の訪問督促、夜間督促を実施し、一括返済交渉を積極的に行った。	イ A
ウ 督促強化月間の設定や定期的な夜間督促を実施し、回収額の増加を図る。	ウ 5月、8月、11月、1月に鹿児島市内を重点に、185件の現地訪問を実施した。 7月、8月、11月、12月には夜間督促を実施した。 21年度夜間督促 訪問 61件、電話 227件 20年度夜間督促 訪問 62件、電話 229件	ウ A
エ 債務者・連帯保証人の状況に応じた元金・損害金の減免による一括回収や元金等の一部弁済による連帯保証人の残債務免除等により、求償権回収の最大化を図る。	エ 損害金の減免による完済件数86件(前年度比76.8%)。平成20年10月から開始した一部弁済による連帯保証人の免除については、一定の基準を満たし、かつ長期化している求償権の連帯保証人からの申し出に対し積極的に取り組み、期末までに件数で12件、金額で約200百万円の回収実績となった。	エ B
評価項目の自己評価		
<p>求償権回収1,366百万円のうち不定期回収は1,082百万円(構成比79.2%)となり、前年度比126.9%と増加した。内訳は、不動産処分による回収が808百万円(前年度比153.7%)、破産配当140百万円(前年度比142.4%)などとなっている。21年度は、不動産処分からの回収、特に任意処分による回収が好調であった。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(4) 担保物件の処分促進	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 有担保案件については、現地調査を行い、現況・評価額等を把握し、任意処分又は競売等効果的な手段を講じる。	ア 5・10月に有担保求償権について、回収方針ヒアリングを実施し、任意処分、競売等の方針を分類して、効果的な手段を講じた。 21年度(10月末 有担保求償権ヒアリング件数 401件) 20年度(10月末 有担保求償権ヒアリング件数 399件) 上記ヒアリングを基に、重点的に追跡管理を行い、物件の再調査及び面談交渉を行った。	ア A
イ 任意処分や競売に当たっては、金融機関や不動産業者等に情報を提供し、早期処分に努める。 また、競売情報を保証月報に掲載し、処分促進を図る。	イ 早期任意処分に努め、保証月報に競売情報を掲載し処分促進を図った。 21年度(3月末までの月報掲載件数 27件) 20年度(3月末までの月報掲載件数 19件)	イ B
評価項目の自己評価		
<p>代位弁済後の早期着手に努めるとともに年2回の有担保求償権ヒアリングを行い、現状に即した手段を講じたことにより、不動産処分による回収額は808百万円、前年度比153.7%の増加となった。内訳として、任意処分による回収は556百万円、前年度比180.8%、競売による回収は252百万円、前年度比115.5%といずれも増加した。 また、保証月報に競売情報を前年度より多く掲載し情報の提供に努めた。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(5) 求償権の適正管理	総合判定	
		B	
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
ア 求償権ごとに定めた回収方針で、その手続きが長期化している案件のうち、随時追跡の必要のあるものを追跡案件として電算処理システムに登録するとともに、新たに「追跡案件調書」を作成し、債務者等の実態把握を充分に行い、毎月開催する部内会議において回収方針等の善後策を講ずる。	ア 平成21年度は新たに5件を追跡案件として登録し、毎月開催する部内会議において、「追跡案件調書」によりヒヤリングを行い、回収方針等について協議し善後策を講じた。 また、毎月実施する求償権の分類及び進行管理のヒヤリングにおいて、新たに追跡案件として管理すべき企業がないか確認した。		ア B
イ 追跡案件については、電算処理システムから毎月出力される「進行管理リスト」に、その旨を表示するとともに、最終交渉日から1か月以上経過した案件については、当該リストにアラームを表示することで、債務者等との交渉が長期間途絶えている案件を把握・管理する。	イ 進行管理リストに表示される最新の折衝内容（折衝日時、折衝内容、経過月数）をもとにヒヤリングを行い、経過月数に応じて新たな回収促進手段を検討し対応するなど、交渉が長期間途絶えないように努めた。		イ B
評価項目の自己評価			
追跡案件登録企業については、電算登録を行い追跡管理するシステムを構築するとともに、毎月のヒヤリングにおいて、回収方針等について協議し、善後策を講じるなど適切に対応した。 また、不動産処分の長期化などから回収方針の見直しが必要な場合には、法的手続きも含め効果的な回収促進手段を検討し、求償権の適正な管理に努めた。			

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(6) 保証協会債権回収(株)の有効活用	総合判定	
		B	
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
ア 無担保求償権等の回収促進のため保証協会債権回収(株)への委託を増加し、効果的な回収を図る。	ア 年間計画(200件)に基づき、5月に100件、8月に50件、11月に50件を新規に委託した。 新規に委託した金額は941百万円(前年度508百万円)であった。		ア B
イ 債務者等が首都圏や近畿圏へ転出している求償権については、保証協会債権回収(株)へ委託し、同社の首都圏営業所や開設が予定されている近畿圏の営業所を活用し回収促進を図る。	イ 回収の効率化を図るため、債務者等が首都圏や近畿圏に転出している求償権のうち、委託可能な求償権がないか全求償権の見直しを行った。 なお、鹿児島営業所から首都圏営業所への新規委託は5件、平成21年4月に開設した近畿圏営業所への新規委託は19件であった。		イ B
ウ 保証協会債権回収(株)の営業所相互間による回収が可能となった場合は業務区域外求償権を新たに委託し、回収を図る。	ウ 保証協会債権回収(株)の営業所相互間による回収業務の委託が、平成21年10月1日からスタートし、鹿児島営業所からは34件の委託を行い回収の促進を図った。		ウ B
評価項目の自己評価			
保証協会債権回収(株)への新規委託については、離島地区を除き、無担保扱いの定期・不定期入金先を中心に年間計画どおり200件(前年度比133.3%)を委託した。 また、保証協会債権回収(株)における回収は、131百万円(前年度比93.1%)であり、この結果、期末の委託残高は1,914件(前年度比106.5%)、8,227百万円(前年度比108.7%)となり、年度当初より116件、658百万円の増加となった。			

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(7) 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進	総合判定
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
営業中の求償権先について、訪問による現況把握や決算書の徴求を行い、事業再生が可能か精査し、経営再生支援所管部署等と連携して支援の促進に努める。	毎月、前月に代位弁済した新規求償権をリストアップし代位弁済時に営業中の先から求償権消滅保証対象先の選定を行った。	C
評価項目の自己評価		
<p>平成21年度は、毎月前月に代位弁済した新規求償権をリストアップし、代位弁済時に営業中の先から求償権消滅保証対象先の選定を行った。</p> <p>しかし、選定先159先の現況確認を行ったものの、廃業・破産、売上減少などにより求償権消滅保証の成立までには至らなかった。</p> <p>今後も引き続き、事業再生の可能性のある企業の実態把握に努めながら、当該保証を活用した円滑な企業の再建を促進していくこととする。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(8) 計画的な管理事務停止と求償権整理の実施	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
適切な管理事務停止及び求償権整理を促進し、求償権回収事務の効率化を図る。	<p>管理事務停止 年間を通じて随時実施 21年度実績 件数 201件、金額 1,401百万円 前年度比 件数 191.4%、金額 343.8%</p> <p>求償権整理 21年度実績 件数 32件、金額 357百万円 前年度比 件数 103.2%、金額 110.5%</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>管理事務停止については、毎月実施している時効管理ヒアリング及び7月・1月に実施した全求償権ヒアリングにより、管理事務停止対象先をリストアップしたなかから適時実施した結果、前年度に比べ件数で191.4%、金額で343.8%と大幅な増となった。</p> <p>求償権整理については、平成21年11月に357百万円実施した。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

4 その他間接部門

評価項目	(1) 企画立案や総合調整機能等の充実	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>中期事業計画や年度経営計画の策定、各部署間の横断的な企画立案・総合調整、事務の合理化・効率化等に関する企画調整機能を充実し、その十分な発揮に努める。</p> <p>また、本協会の審議役や部長等で構成する「計画等自己評価委員会」において年度経営計画の自己評価を行うとともに、公認会計士等で構成する「外部評価委員会」から、自己評価に係る評価方法、評価内容等について、意見・助言を受けることとする。</p>	<p>第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)及び平成21年度経営計画については、平成21年3月24日に開催した理事会において承認され、同年4月7日付けで、金融庁長官及び経済産業大臣に対し報告するとともに、同年4月28日、九州経済産業局及び鹿児島財務事務所に対し説明を行った。</p> <p>計画等自己評価については、平成21年7月1日、「外部評価委員会」を開催し、第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)及び平成20年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価(案)について、意見・助言を求めた。</p> <p>同年7月28日、同委員会の委員長から会長に対して、「第1次中期事業計画の自己評価に係る意見等について」及び「平成20年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告を受けた。</p> <p>同年7月31日、外部評価委員会による意見・助言を踏まえ「第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の評価」及び「平成20年度経営計画の評価」を取りまとめた。</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>平成21年度においては、各部署が作成した原案等を、企画調整課が調整のうえ取りまとめた第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)及び平成21年度経営計画を主務省に対し報告した。</p> <p>また、7月に開催した外部評価委員会における、評価方法・評価内容等についての意見・助言等を踏まえ、第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)及び平成20年度経営計画に係る自己評価を、計画等の期間終了後期間内の4月以内に取りまとめた。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(2) リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>リスク考慮型保証料率体系の運用については、今後も、財務データの入力チェック体制の強化及び保証料率等再計算検証システムによる検証を実施しその正確性の確保に努める。</p> <p>また、金融機関との適切な責任共有制度については、負担金計算の基礎データとなる金融機関別の保証債務残高や代位弁済額及び移転担保処分による回収額の集計結果を定期的に出力、点検し、正確なデータ提供に努める。</p>	<p>保証料率等再計算検証システムによる検証については、保証料率等再計算・検証事務マニュアルに基づき、6月、9月、12月、3月の計4回実施した。</p> <p>また、裏書譲渡手形等に係る入力データの検証については、4月、5月、6月、7月、8月、11月、2月の計7回実施した(9月以降については3か月に1回に変更。)</p> <p>責任共有制度に係る負担金計算の基礎データについては、保証協会システムセンター(株)が作成し、同センターから全国信用保証協会連合会に送付される前に、担当部署で内容の精査を行うとともに、データの保管を行った。</p> <p>また、本年6月に負担金を試算できるシステムを構築した。</p>	B
評価項目の自己評価		
<p>平成21年度の保証料違算については、返済方法の入力相違により2件発生したことから、原因を究明するとともに、部内研修にて周知を図った。</p> <p>財務データの入力チェックについては、スタッフ、パート及び審査担当者による二重チェックを行っていることから、保証料算出金額の違算は、発生していない。</p> <p>責任共有制度に関する金融機関からの問い合わせ等は、対象者となっている顧客名の確認が殆んどであり、金融機関へ送付したデータの誤りはなく、正確なデータ提供ができた。</p> <p>また、負担金を試算できるシステムを構築したことから、受領見込額が把握できるようになり、各金融機関に、より正確な情報提供が図られた。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(3) 信用保証制度の多様化・高度化等に対応した組織体制の確立及び職員の資質向上	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
保証部に、専ら保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、総括次長が企画・立案事務等に注力できる体制を構築するとともに、保証審査体制方式を変更することによって、保証業務に関する企画立案能力の向上、保証審査事務の効率化及び迅速化を図ることとする。 また、各種職員研修制度の活用のほか、資格取得等奨励表彰制度により、協会の業務推進に緊密な関係を有する国家資格の取得等を支援し、職員の資質向上を図る。	平成21年4月、保証業務に係る企画立案機能の強化と保証事務の効率化・迅速化を図るため、新たに、専ら保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、総括次長が企画立案事務等に注力できる体制を構築した。 全国信用保証協会連合会が主催する研修会に延べ22名が参加した。また、本協会が推薦する通信教育に12名が受講した。 参加した連合会主催の主な研修 ・中小企業大学校財務分析研修 ・実務合同(法務)研修 ・企業再生支援講座 ・信用調査検定プログラム(上級・中級・初級) ・管理者研修(部長・課長補佐) ・人事考課者研修	A
評価項目の自己評価		
組織体制の見直しにより、保証業務に係る企画立案事務と保証審査事務について、各担当次長が専念できることとなり、事務の効率化・迅速化が図られた。 各種研修会の参加については、年度当初に作成した受講者計画書に基づき、参加することができ、職員の知識、技能の習得と専門知識の高度化が図られた。 また、通信教育の受講については、積極的に受講を促した結果、前年に比べ2倍の受講者となった。なお、本年度において、国家資格の新規取得者はなかった。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(4) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
電算処理システムの開発・運用・管理については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用を図るとともに、文書管理規程に基づく重要文書等の受理・処理の適正化、関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上対策等に努める。	関係部署から依頼を受けた電算システムの開発、変更については、毎月開催する電算システム検討委員会で検討を行い、適正な運用に努めた。 また、関係機関から電算システムに影響を及ぼす文書を受理した際は、システムセンター及び関係部署と連携を図り、電算システム検討委員会で検討のうえ迅速な対応に努めた。 電算関係職員の資質向上のため、外部講師による研修を平成21年7月行い、また平成21年10月に全部署において電算システム停止時及び復旧時の対応に係る模擬訓練を行った。	B
評価項目の自己評価		
共同システムについては、システムセンターから逐次システム説明会や情報提供がなされ、適切な運用が図られた。 また、電算システム検討委員会で検討することにより、適正かつ効率的な運用、管理が図られた。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(5) 個人情報の適正な管理	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
本協会は、平成17年4月、個人情報保護関係の諸規程等を施行し、個人情報保護の徹底に努め、平成20年9月、個人情報関係の規程等の一部見直しを行ったが、これら諸規程の周知徹底を図るとともに、個人情報の適正な管理に努める。	平成20年度実施された九州財務局等による検査の指摘等を踏まえ、一部改正した外部委託管理規程や文書管理規程などの個人情報保護関係規程に基づく事務処理の徹底に努めた。 なお、平成21年7月に実施された内部監査により不備を指摘された個人データ管理台帳については、平成21年9月1日付けで様式の一部改正を行い、改正後の様式により各部の同台帳を平成21年10月28日付けで改正した。 また、個人情報保護関係規程の周知徹底については、本年度のコンプライアンス個別研修の目的として設定されており、予定どおり各部・各課等において当該研修を実施した。	A
評価項目の自己評価		
平成21年度は、昨年度実施された九州財務局等による検査の指摘等を踏まえ、一部改正した外部委託管理規程や文書管理規程などの個人情報保護関係規程に基づく事務処理の徹底に努めたことから、個人情報漏えい事案等の発生はなく、個人情報の管理は適正に行われた。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(6) コンプライアンス態勢の充実・強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、幹部会議や各種研修・啓蒙活動を通じて役職員の倫理意識及び公共意識の向上、業務上守るべき法令・諸規程等の適正な運用に努めるとともに、事務ミス等の事例のデータベース化による情報の共有化を図り、正確な業務運営に取り組む。 また、コンプライアンス浸透のベースとなる定款、業務方法書、諸規程等の制定、改廃、運用等の適正化を図るため、法制的視点に基づくチェック機能を強化するとともに、必要に応じ、弁護士等による法制的検証を行うなど、コンプライアンス態勢の充実・強化を図る。	コンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおり、研修を実施した。 【全体研修】 年4回実施 【個別研修】 年3回実施 平成18年6月から事務ミス等のデータベースを構築し、職員への周知徹底を図っている。平成21年度末現在の登録件数は、次のとおりである。 【苦情登録】 52件 (21年度 3件) 【事務ミス登録】 71件 (21年度 0件) 定款、業務方法書、諸規程等の制定・改廃については、平成19年4月から企画調整課において法制チェックを行うとともに、必要に応じて、顧問弁護士によるリーガルチェックを行うこととしている。	A
評価項目の自己評価		
幹部会議やコンプライアンス各種研修会、毎月のコンプライアンス委員会により、コンプライアンス啓蒙活動に努めた。 また、新たに苦情登録、事務ミス等の登録を行ったときは、電子メールで役職員に通知し、情報の共有化に努めた。 さらに、定款、業務方法書、諸規程の制定・改廃については、企画調整課による法制的視点に基づくチェック機能の強化が図られ、コンプライアンス態勢の充実に努めることができた。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(7) コンプライアンス・プログラムの策定・推進	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、具体的な取組、実施時期、主管部署等を定めるコンプライアンス・プログラムを策定し、その着実な推進に努める。</p> <p>コンプライアンス・プログラムの策定に当たっては、コンプライアンス委員会で審議のうえ、常勤役員会の承認を受けることとする。</p>	<p>平成21年度コンプライアンス・プログラムについては、コンプライアンス・マニュアルの規定に基づき、平成21年2月27日開催のコンプライアンス委員会において審議し、同年3月5日に開催した常勤役員会において承認を受け、同年4月1日付けで施行した。</p> <p>研修会等については、コンプライアンス・プログラムに基づき、実施している。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>コンプライアンス・マニュアルの規定に基づき策定した、平成21年度コンプライアンス・プログラムに沿って、研修会等を実施するなど、同プログラムの着実な推進に努めた。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(8) コンプライアンス研修・啓蒙活動の実施	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>コンプライアンス研修・啓蒙活動については、目的・内容、対象者、講師、実施時期等を具体的に定めた全体研修、コンプライアンス担当者向け研修及び個別研修を実施するほか、地域社会に対する貢献活動を行うなど、コンプライアンスの理解と遵守について認識を高める。</p>	<p>平成21年度コンプライアンス・プログラムに基づき、計画どおり次の研修会等を実施した。</p> <p>【全体研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員倫理規程について（6月：総務部長） ・ 金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）について（9月：九州財務局理財部検査監理官） ・ 反社会的勢力に対する対応等について（11月：鹿児島県暴力追放運動推進センター） ・ 金融に関する知識の習得について（1月：監事） <p>【コンプライアンス担当者向け研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 九州財務局等検査並びに新電算システム導入後の状況及び今後の課題について（5月：常務理事） ・ 平成21年度コンプライアンス統轄研修（3月：専務） <p>【個別研修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部職員（4月：各部長） ・ スタッフ、パートタイマー（7月：各課長） ・ 各課職員（9月：各課長） ・ 新規採用者（採用時） ・ 地域清掃（11月） 	A
評価項目の自己評価		
<p>平成21年度においては、平成21年度コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに対する認識を深めることができた。</p>		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(9) 反社会的勢力への対応強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会において認定した、反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応体制の強化を図る。	平成20年10月1日付けで一部改正した「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、同年10月以降毎月開催するコンプライアンス委員会において、反社会的勢力の認定を行った。	A
評価項目の自己評価		
平成20年度に実施された九州財務局等検査の指摘を受け、平成20年10月以降、反社会的勢力のデータベース化を実施しており、有事における対応体制の強化が図られた。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

評価項目	(10) 的確かつ効率的な内部監査の実施	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
保証協会を取り巻く環境の変化に適時適切に対応し、協会業務の適正かつ効率的な運営を図るため、業務執行状況並びに会計及び財産の処理状況について、引き続き、的確な内部監査を実施するとともに、内部監査計画の適時適切な見直し、無通告監査の活用、同等の検査による指摘事項に係る監査項目の追加・見直し、監事監査との緊密な連携などにより、的確かつ効率的な内部監査を実施する。	平成21年度の内部監査計画は、平成20年10月1日付「検査結果通知事項に対する改善状況等の報告」に基づき、内部監査すべき事項を全て計画に盛り込んだ。 本年度は、この内部監査計画に基づく監査を毎月実施した。(実施回数20回)また、無通告監査を2回実施した。 さらに、監事監査事項と内部監査事項については、監査前後に情報交換を行い、的確で効率的な監査を実施した。4月の決算監査においては、監査委員全員と常勤監事の事前打合せを行い、的確な監査の実施に努めた。 監査結果については、毎回会長に報告し、改善を要する事項等については、担当部長から文書による回答を求めた。	A
評価項目の自己評価		
平成21年度の内部監査については、計画どおり全ての監査項目について監査を実施した。改善を要する事項については、担当部長から改善策等を文書により回答を求め、事務の改善を図った。また、常勤監事との連携を図り、的確かつ効率的な内部監査が実施できた。		

注)達成度については、A・B・C・D・Eの5段階とする。A～高い B～やや高い C～普通 D～やや低い E～低い

5 事業計画

平成21年度経営計画における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。

(単位:百万円, %)

項目	20年度 実績 A	21年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	119,009	90,000	93,324	78.4	103.7	C	平成21年度上期は、計画額を91億円上回る保証承諾であったが、緊急保証制度の取扱いが落ち着いてきたこともあり、年度末においては、計画額を33億円上回るに留まった。
(2) 保証債務残高	188,053	196,000	205,692	109.4	104.9	C	保証期間の比較的長い緊急保証制度の影響から、保証債務残高は計画額を上回り、前年度末に比べ、176億円の増加となった。
(3) 保証債務平均残高	157,965	193,000	203,701	129.0	105.5	B	保証債務残高の増加に伴い、保証債務平均残高も増加し、前年度末に比べ、457億円の増加となり、対前年度実績比では129.0%の伸びとなった。
(4) 代位弁済	4,956	6,200	4,405	88.9	71.0	A	県内中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であったが、緊急保証制度の対象業種拡大や中小企業金融円滑化法による返済緩和の条件変更の増加等の影響もあり、代位弁済額は計画を約18億円下回る実績となった。
(5) 実際回収	1,108	1,050	1,366	123.2	130.1	A	求償権回収は、前年度比123.2%、計画比130.1%となった。 定期回収は前年度比111.1%、不定期回収は前年度比126.9%といずれも前年度を上回った。 手段別では、任意処分による回収が前年度比180.8%と大きく伸び、任意処分に競売配当を加えた物件処分による回収が前年度比153.7%(構成比約6割)と不動産処分が好調であった。
(6) 求償権残高	2,470	2,525	1,841	74.5	72.9	A	求償権回収が計画を316百万円上回り、自己償却も前年度より288百万円増加したことなどから、求償権残高は前年度より629百万円減少し1,841百万円となった。

6 収支計画

平成21年度経営計画における収支計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(1) 全体

(単位：百万円，%)

項 目	20年度 実績 A	21年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,596	2,643	2,686	103.5	101.6	—	<p>(2) 保証料 保証債務平均残高は、前年度比29.0%増となったが、保証料率の低い緊急保証制度保証の構成比が大幅に増加したことから、保証料収入は前年度比1.7%増となった。</p> <p>(3) 運用資産収入 預け金利回りは、前年度より0.13%減少したが有価証券利回りの増加により、計画比2.6%増となった。</p> <p>(6) 業務費 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比2.7%減となった。</p> <p>(25) 当期収支差額 保証料の増加に対し、業務費や保険料の減少により、経常収支差額は計画比20.4%増となった。また、代位弁済の減少と回収の増加により、経常外収支差額は計画比16.7%減となった。これにより、当期収支差額は、計画比743.8%と大幅な増となった。</p>
(2) 保証料	2,242	2,268	2,281	101.7	100.6	—	
(3) 運用資産収入	305	310	318	104.3	102.6	—	
(4) 責任共有負担金	0	21	24	—	114.3	A	
(5) その他	49	44	63	128.6	143.2	—	
(5) 経常支出	1,701	1,841	1,719	101.1	93.4	—	
(6) 業務費	742	773	752	101.3	97.3	—	
(7) 借入金利息	3	0	0	0.0	—	—	
(8) 信用保険料	926	1,042	962	103.9	92.3	—	
(9) 雑支出	31	26	5	16.1	19.2	—	
(10) 経常収支差額	895	802	966	107.9	120.4	A	
(11) 経常外収入	5,421	7,192	5,961	110.0	82.9	—	
(12) 償却求償権回収	80	82	62	77.5	75.6	—	
(13) 責任準備金戻入	905	1,155	1,150	127.1	99.6	—	
(14) 求償権償却準備金戻入	842	1,005	953	113.2	94.8	—	
(15) 求償権補填金戻入	3,593	4,950	3,795	105.6	76.7	—	
(16) その他	0	0	0	—	—	—	
(17) 経常外支出	6,139	7,977	6,614	107.7	82.9	—	
(18) 求償権償却	4,027	5,442	4,517	112.2	83.0	—	
(19) 責任準備金繰入	1,150	1,223	1,257	109.3	102.8	—	
(20) 求償権償却準備金繰入	953	1,297	822	86.3	63.4	—	
(21) その他	9	15	19	211.1	126.7	—	
(22) 経常外収支差額	△ 719	△ 785	△ 654	91.0	83.3	—	
(23) 金融安定化特別基金取崩額	20	31	44	220.0	141.9	—	
(24) 制度改革促進基金取崩額	3	0	0	—	—	—	
(25) 当期収支差額	200	48	357	178.5	743.8	A	
(26) 収支差額変動準備金繰入額	99	24	178	179.8	741.7	—	
(27) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(28) 基金準備金繰入額	101	24	179	177.2	745.8	—	
(29) 基金準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(30) 金融安定化特別基金繰入額	0	0	0	—	—	—	
(31) 基金取崩額	0	0	0	—	—	—	

7 収支計画

(2) 特別会計

(単位：百万円, %)

項 目	20年度 実績 A	21年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	22	9	13	59.1	144.4	—	(2) 当期収支差額 代位弁済が計画より 342.3%上回った。 また、回収は計画よ り74.4%上回ったが、 求償権残高の増加によ る求償権償却が、増加 したことにより、当期 収支差額は計画に比べ 13百万円減少した。
(2) 保証料	15	5	8	53.3	160.0	—	
(3) 預け金利息	4	2	2	—	—	—	
(4) 雑収入	2	2	1	—	—	—	
(5) その他	1	0	2	200.0	—	—	
(6) 経常支出	35	31	34	97.1	109.7	—	
(7) 業務費	31	28	31	100.0	110.7	—	
(8) 信用保険料	4	3	3	75.0	100.0	—	
(9) 経常収支差額	△ 13	△ 22	△ 21	161.5	95.5	C	
(10) 経常外収入	148	103	147	99.3	142.7	—	
(11) 償却求償権回収	9	4	10	111.1	250.0	—	
(12) 責任準備金戻入	10	6	6	60.0	100.0	—	
(13) 求償権償却準備 金戻入	70	68	66	94.3	97.1	—	
(14) 求償権補填金戻 入	58	25	64	110.3	256.0	—	
(15) 経常外支出	155	112	170	109.7	151.8	—	
(16) 求償権償却	82	60	126	153.7	210.0	—	
(17) 責任準備金繰入	6	4	4	66.7	100.0	—	
(18) 求償権償却準備 金繰入	66	48	40	60.6	83.3	—	
(19) 経常外収支差額	△ 7	△ 9	△ 23	328.6	255.6	—	
(20) 当期収支差額	△ 20	△ 31	△ 44	220.0	141.9	A	
(21) 金融安定化特別基金繰 入額	0	0	0	—	—	—	
(22) 金融安定化特別基金取 崩額	20	31	44	220.0	141.9	—	
(23) 金融安定化特別会計収 支差額累計額	△ 681	△ 716	△ 725	106.5	101.3	—	

8 財務計画

平成21年度経営計画における財務計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円，%)

項 目	20年度 実績 A	21年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の自己評価	
		計画 B	実績 C				
年度中 出 入 金 ・ 金 担 金	(1) 県	0	0	0	-	<p>(6) 基金準備金繰入 当期収支差額が、計画を上回る357百万円となったことから、計画と比べ155百万円の繰入額の増加が図られた。</p> <p>(12) 金融安定化特別基金 (13) 期末基本財産合計 金融安定化特別会計が、平成21年度決算をもつての廃止に伴い、期末残高1,443百万円を全額損失補償金に振り替えたことから、期末基本財産は、計画より1,264百万円減少した。</p>	
	(2) 市 町 村	0	0	0	-		
	(3) 金融機関等	0	0	0	-		
	(4) 合 計	0	0	0	-		
(5) 基金取崩	0	0	0	-	-		
(6) 基金準備金繰入	101	24	179	177.2	745.8		
(7) 基金準備金取崩	0	0	0	-	-		
(8) 金融安定化特別基金繰入	0	0	0	-	-		
(9) 金融安定化特別基金取崩	20	31	44	220.0	141.9		
期 末 基 本 財 産	(10) 基 金	5,788	5,788	5,788	100.0		100.0
	(11) 基金準備金	6,485	6,477	6,664	102.8		102.9
	(12) 金融安定化特別基金	1,487	1,452	0	0.0		0.0
	(13) 合 計	13,761	13,717	12,453	90.5		90.8
(14) 制度改革促進基金造成	73	-	28	38.4	-		
(15) 制度改革促進基金取崩	3	-	0	-	-		
(16) 制度改革促進基金期末残高	332	333	360	108.4	108.1		
(17) 収支差額変動準備金繰入	99	24	178	179.8	741.7		
(18) 収支差額変動準備金取崩	0	0	0	-	-		
(19) 収支差額変動準備金期末残高	3,894	3,885	4,072	104.6	104.8		
(20) 国からの財政援助	0	-	0	-	-		
(21) 基金補助金	0	-	0	-	-		
(22) 地方公共団体からの財政援助	406	581	412	101.5	70.9		
(23) 保証料補給 (「保証料」計上分)	215	201	268	124.7	133.3		
(24) 保証料補給 (「事務補助金」計上分)	0	0	0	-	-		
(25) 損失補償補填金	191	380	144	75.4	37.9		
(26) 事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	0	0	-	-		
(27) 借入金運用益	0	0	0	-	-		
(28) 責任共有負担金	0	21	24	-	-		

9 経営諸比率

平成21年度経営計画における経営諸比率に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：%，ポイント)

項目	20年度 実績 A	21年度		対前年 度 実績増 減 C-A	計画比 増減 C-B	実績の自己評価
		計画 B	実績 C			
(1)保証平均料率	1.42	1.18	1.12	△ 0.30	△ 0.06	<p>(1) 保証平均料率 保証承諾が、計画比3.7%増に対し、保証債務平均残高は5.5%増と伸び率が高く、また、料率の低い緊急保証制度保証の構成比が高くなり、保証平均料率は計画比0.06ポイント減となった。</p> <p>(3) 経費率 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比0.03ポイント減となった。</p> <p>(12) 代位弁済率 代位弁済は、ここ2、3年大幅な増加傾向にあったが、緊急保証の対応や条件変更の増加による効果で、代位弁済が計画を大きく下回ったことから、代位弁済率は、計画比0.72ポイント減となった。</p>
(2)運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.19	0.16	0.16	△ 0.03	0.00	
(3)経費率	0.49	0.40	0.37	△ 0.12	△ 0.03	
(4) (人件費率)	0.34	0.28	0.27	△ 0.07	△ 0.01	
(5) (物件費率)	0.15	0.12	0.11	△ 0.04	△ 0.01	
(6)信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.59	0.54	0.47	△ 0.12	△ 0.07	
(7)支払準備資産保有率	12.23	11.43	11.63	△ 0.60	0.20	
(8)固定比率	0.02	0.01	0.02	0.00	0.01	
(9)基金の基本財産に占める割合	42.06	42.20	46.48	4.42	4.28	
(10) 求償権による基本財産固定率	11.02	11.93	8.18	△ 2.84	△ 3.75	
	2,470	2,933	1,841	-	-	
(11)基本財産実際倍率	13.67	14.30	16.52	2.85	2.22	
(12)代位弁済率	3.14	2.88	2.16	△ 0.98	△ 0.72	
(13)回収率	5.99	9.42	3.57	△ 2.42	△ 5.85	

注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2 基本財産固定料欄の下端には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。

3 算式

(1) 保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高
(3) 経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高
(4) 人件費率	人件費／保証債務平均残高
(5) 物件費率	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高
(7) 支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高
(8) 固定比率	事業用不動産／基本財産
(9) 基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産
(10) 求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産
(11) 基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産
(12) 代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高
(13) 回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))

Ⅲ 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言

平成21年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成22年7月5日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月30日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成21年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

平成21年度経営計画の自己評価に係る意見等について

世界的金融危機の影響により大幅に悪化した日本経済であるが、政府の景気対応緊急保証を始めとする経済政策の推進により、倒産件数は減少傾向にあり、一部で持ち直しの動きが進んでいる。

しかし、雇用環境に好転が見られず、個人消費の伸び悩みもあり、景気低迷は続き、中小企業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。

このような状況の中で、鹿児島県信用保証協会は、保証承諾額 93,324 百万円（計画比 103.7%）、代位弁済額 4,405 百万円（計画比 71.0%）、実際回収 1,366 百万円（計画比 130.1%）で推移しており、概ねバランスの取れた業務体制が構築されているものと判断するが、今後の県内における安定した信用保証業務の継続と、より一層の経営基盤の強化を目指して頂くために、以下について提言する。

保証部門における保証浸透率は前年度より上昇したとは言え、九州及び全国平均と比較すると、やや見劣りがする。

このことについては、今後の当保証協会の存続意義及び経営方針の見直しにも直結することであり、慎重に検討を進めなければならないが、基本的な問題解決方法としては、地元金融機関を中心に連携の強化を図ることと、対顧客対策として、利用しやすい保証制度の創設や相談会の開催及び企業訪問等により積極的なアプローチを図るなど、新たな需要の掘り起こしや、保証協会制度に親しめる環境作りに努めることが必要であると考える。

また、期中管理部門においては、今後、大幅増加が懸念される事故発生や代位弁済の抑制を図るため、新設された経営支援部におけるリスクジュールによる再生支援を充実させ、顧客目線に沿って親身になった、きめ細かい経営相談や経営指導に努めることの重要性が増してきていると認識する。

今後とも保証部との綿密な連携強化を図るなど、一体化した組織対応により代位弁済抑制に繋げられるよう強く期待するものである。

回収部門については、有担保求償権を主体とした予想以上の回収が図られているが、今後は、有担保及び第三者保証人付きの求償権が大幅に減少し、無担保求償権へのシフトにより、実際回収の大幅減少が予想されることから、委託件数の増加による保証協会

債権回収(株)を有効活用した、回収交渉の早期着手による管理の強化が必要であると思われる

その他間接部門については、職員研修、コンプライアンス態勢ともに、それぞれの担当部署において計画的に実施されており、体制強化が図られているところであり、今後とも、積極的に役職員の知識及び意識向上に努めていただきたい。

(参考) 外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学法文学部教授
委員	田畑 恒春	公認会計士
委員	野田 健太郎	弁護士

外部評価委員会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）に設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、協会の運営規律の強化や透明性の向上を図るため、協会の業務実績等について、客観的な評価を行うことを目的とする。

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、弁護士、公認会計士等の学識経験を有する者のうちから、協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって、組織する。

2 委員は3人以上とし、委員会には委員が互選する委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(召 集)

第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が召集する。ただし、委員長が選ばれるまでは、会長が召集する。

2 委員会の召集は、書面で日時及び場所を示し通知して行う。

3 委員会は、半数以上が出席しなければ開催することはできない。

(審議事項等)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、協会が自ら行った中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにコンプライアンス体制及び運営状況について、その評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協会の業務実績評価に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬等)

第8条 会長は、委員に対し、別に定めるところにより、報酬及び審議に要した費用を支給することができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、協会の総務部企画調整課において行う。

附 則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 6月18日から施行する。

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領

(総 則)

第1条 この要領は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の中期事業計画及び年度経営計画（以下「計画等」という。）に係る自己評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価の提出)

第2条 企画調整課長は、計画等の期間終了後1月以内に、各部長及び調査室長から当該部署に関する計画等の評価項目に係る自己評価（案）を、中期事業計画の各評価項目に係る自己評価（別記第1号様式）、中期事業計画の事業計画に係る自己評価（別記第2号様式）、年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価（別記第3号様式）及び年度経営計画の事業計画に係る自己評価（別記第4号様式）により、提出させるものとする。

2 企画調整課長は、前項において提出された計画等自己評価（案）を取りまとめるのうえ、第3条に規定する「計画等自己評価委員会」（以下「委員会」という。）の委員長に速やかに提出するものとする。

3 年度経営計画に係る自己評価は、前2項によるほか、各年度の上半期終了後、当該上半期に係る自己評価を前2項に準じて処理するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条第2項及び第3項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）を協議、検討するため、協会に委員会を設置する。

2 委員会の委員は、総務部長、保証部長、経営支援部長、管理部長、総務部次長、保証部次長（総括）、経営支援部次長及び管理部次長、をもって構成し、委員長には総務部長を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

5 委員長は、前条第2項及び第3項の規定に基づき受理した計画等自己評価（案）を、受領後3週間以内に協議、検討し、別に定める「計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準」に基づき達成度の判定を行ったうえ、常勤役員会に計画等自己評価（案）を提出するものとする。

(常勤役員会)

第4条 常勤役員会は、前条第5項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）について協議、検討し、計画等自己評価（案）を取りまとめるものとする。

2 会長は、前項の計画等自己評価（案）を決裁のうえ、計画等の期間終了後4月以内に、外部評価委員会の意見・助言等を求めることとする。

ただし、第2条第3項に規定する各年度の上半期に係る年度経営計画の自己評価については、この限りでない。

(外部評価委員会)

第5条 外部評価委員会は、「外部評価委員会運営規程」（平成18年12月1日制定）第6条の規定に基づき、計画等に係る業務実績評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告するものとする。

(庶 務)

第6条 自己評価の実施に係る庶務は、総務部企画調整課において行う。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月31日から施行し、平成19年10月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領（以下「自己評価実施要領」という。）第3条第5項の規定に基づき、計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準を次のとおり定める。

1 達成度の評点者

計画等自己評価(案)の評点者（以下「評点者」という。）は、自己評価実施要領第3条第2項の規定で定める計画等自己評価委員会（以下「委員会」という。）の委員とする。

2 達成度の評価方法

(1) 中期事業計画に係る評価

ア 取組方針に係る評価

取組方針に係る評価項目の評価については、「取組方針の項目」別に（ア）の方法により評価したうえで、（イ）により総合判定を行う。

（ア）取組方針の項目の評価

- a 評点者は、各項目について100点満点で評価する。
- b 評価の要素は次のとおりとし、各20点満点で評価する。
 - (a) 計画性
 - (b) 積極性
 - (c) 貢献性
 - (d) 創意・工夫性
 - (e) 効率性（経費削減）
- c 上記bに基づき評点者が評価した全評点者平均評点（小数点以下は切捨）を算出し、その平均評点により次のとおり5段階で総合判定を行うこととする。
 - (a) 平均点90点以上100点以下の場合・・・A（高い）
 - (b) 平均点75点以上90点未満の場合・・・B（やや高い）
 - (c) 平均点55点以上75点未満の場合・・・C（普通）
 - (d) 平均点40点以上55点未満の場合・・・D（やや低い）
 - (e) 平均点0点以上40点未満の場合・・・E（低い）

（イ）評価項目の総合判定

上記（ア）の「取組方針の項目」の評価を踏まえ、評価者全員で協議して、A～Eの総合判定を行う。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準は、次表のとおりとする。

- (ア) 保証承諾
- (イ) 保証債務残高
- (ウ) 実際回収
- (エ) 代位弁済

区 分 計 画 比		達成度の評価基準	
		評価項目(ア)～(ウ)の判定	評価項目(エ)の判定
①	110%以上	A (高い)	E (低い)
②	105%以上 110%未満	B (やや高い)	D (やや低い)
③	95%以上 105%未満	C (普通)	C (普通)
④	90%以上 95%未満	D (やや低い)	B (やや高い)
⑤	90%未満	E (低い)	A (高い)

(2) 年度経営計画に係る評価

ア 重点課題解消に係る評価

重点課題解消に係る評価項目の評価については、前号アの規定を準用する。この場合において、準用する前号アに規定する「取組方針の項目」は、「方策の項目」に読み替える。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準については、前号イに定める表を準用する。この場合において、「評価項目(ア)～(ウ)の判定」は「評価項目(ア)～(カ)の判定」に、「評価項目(エ)の判定」は「評価項目(キ)及び(ク)の判定」に読み替える。

- | | |
|--------------|-----------|
| (ア) 保証承諾 | (キ) 代位弁済 |
| (イ) 保証債務残高 | (ク) 求償権残高 |
| (ウ) 保証債務平均残高 | |
| (エ) 実際回収 | |
| (オ) 経常収支差額 | |
| (カ) 当期収支差額 | |

ウ その他の評価

収支計画に係る評価（経常収支差額及び当期収支差額を除く。）、財務計画に係る評価及び経営諸比率に係る評価については、A～Eによる達成度の判定は行わないものとし、必要な項目について、実績評価のコメントを記するものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月 5日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。